

大塚テクノ株式会社を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、大塚テクノ株式会社を、平成27年6月1日付けで認定しました。大塚テクノ株式会社は、2回目の認定です。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年6月18日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける大塚テクノ株式会社の大久保執行役員人事総務部長（右）



次世代認定マーク「くるみん」



大塚テクノ株式会社の取組の概要

1 行動計画の期間

平成24年4月1日～平成27年3月31日までの3年間

2 行動計画の目標

- ① 計画期間内に、男性社員が育児休業等を1人以上取得すること。
- ② 育児休業時の諸制度の周知を図る。
- ③ 年次有給休暇の取得促進を図る。
- ④ 所定外労働削減のための措置を実施する。

3 取組結果（上記2「行動計画の目標」について）

- ① 男性社員6名が育児休業を取得した。
- ② 平成26年10月に、休業取得等に係る手続をわかりやすく解説した「産前産後・育児休業に係る必要書類一式」を新たに作成し、子育て掲示板に掲載し社員に周知した。
- ③ 平成24年4月に、半日年次有給休暇制度を導入した。
- ④ 平成27年3月より、毎月第2水曜日を「ノー残業デー」として設定した。

4 その他の先進的取組

- ① 育児休業は、特別な事情がなくても子が1歳2か月に達するまで取得可能。
- ② 育児のための始業終業時刻変更措置を利用する社員の通常環境を支援するため、駐車場を優先的に提供している。